

# 福岡県公報

令和五年十一月十七日  
第四百四十八号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第七百二十三号—第七百二十八号)

- 騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一
- 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一
- 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一
- 振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一
- 振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………二
- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………二

## 告 示

### 福岡県告示第七百二十三号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定地域に係る図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める

(次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第七百二十四号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第七百二十五号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第七百二十六号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定地域に係る図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第七百二十七号**

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第七百二十八号**

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、宇美町及び遠賀町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、宇美町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び宇美町役場に、遠賀町に係る図面は福岡県環境部環境保全課及び遠賀町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）